

# 男女共同参画のための 広報紙

こうとう区報  
別冊



2023年11月11日 発行  
江東区  
男女共同参画推進センター  
(ハルシティ江東内)  
〒135-0011 江東区扇橋3-22-2  
☎03-5683-0341 FAX03-5683-0340

# PalCato

バックナンバー HPで公開中  
年1回発行  
No. 49

パルカートQRコード



\* PalCato 英語のpal (仲間、友だち)にちなんだ【ハルシティ江東/Palcity】とイタリア語で1音1音をはっきり演奏することを示す音楽用語【マルカート/Marcato】をあわせて、一人ひとりの生き方を認め、心豊かな社会を推進する広報紙名としました。

## 仕事と育児を両立できるライフスタイルに！ 育児・介護休業法が改正されました。

### 改正のポイント

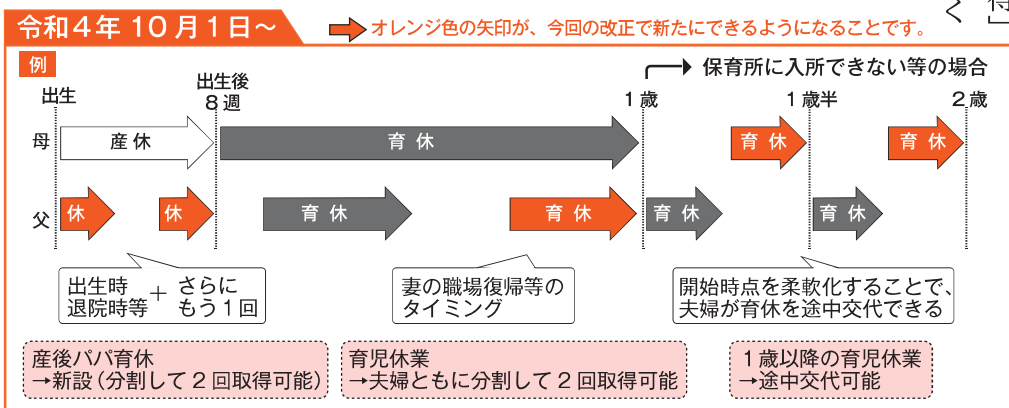
出産や育児で離職せずに仕事と育児の両立を支援するため、令和3年に育児・介護休業法が改正されました(令和4年4月から段階的に施行)。今回の改正で注目されるのは、「産後パパ育児(出生時育児休業)の創設」と「育児休業の分割取得」で育児休業が取得しやすくなることと期待されています。

### 「産後パパ育児」の創設

産後パパ育児とは、男性の育児休業取得を促進するため、子の出生後8週間以内に4週間の限度として取得できる休業制度です。

分割して2回取得することもでき、育児休業とは別にプラスして取得できます。また、育児休業期間中は、原則就業は不可ですが、産後パパ育児の期間は、要件はありますが、就業することもできます。

### 改正後の働き方・休みのイメージ(図)



### 育児休業の分割取得

改正前の育児休業は、原則、子が1歳まで(最長2歳まで)分割不可でしたが、改正後は夫婦ともに分割して2回の取得が可能になりました。また、従来は、1歳以降の長時の育児休業の開始日は1歳、1歳半の時点で限定していましたが、育児休業

開始日を限定せずに柔軟化することで、夫婦が育児休業を途中交代できるようになりました。事業主に課されること

事業主は、雇用者が育児休業と産後パパ育児の申し出が円滑に行われるようにするため、雇用環境を整備することや、本人や配偶者等の妊娠・出産を申し出た労働者に対して、個別の周知や意向確認の措置を講じなければなりません。また、事業主が育児休業等を理由とする不利益な取り扱いを禁止し、上司や同僚からのハラスメントを防止する措置を講じることが義務付けられています。

さらに、従業員数が1千人を超える事業主は、育児休業取得の状況を年1回公表することも義務付けられました。

### 男性の育児休業取得率はまだ低い

厚生労働省が令和5年7月に公表した調査結果(※)によると、男性の育児休業

### 育児休業のメリットは?



取得率は、前年度比3.16ポイント増の17.1%と大幅に増加し、過去最高になりました。少しずつ取得率が上がっていますが、女性の育児休業取得率の80.2%と比較すると、まだまだ低いのが現状です。

※令和4年度雇用均等基本調査

育児休業の期間は、親子の触れ合い時間が増え、家事や育児スキルの向上や、パートナーを含め家族の絆を深めることができます。また、子育て世代のニーズを知る育児経験は、復職後も仕事に大いに役立つことでしょう。企業にとっても、育児休業取得促進や、仕事と育児の両立支援制度は、企業のイメージアップや、優秀な人材の定着、生産性の向上等につながります。

固定的な性別役割分担意識や性別による画一的な働き方・休み方を解消し、希望する働き方・休み方が出来るようにすることが大事です。

### 女性に対する暴力をなくす運動

毎年11月25日は「女性に対する暴力撤廃国際日」です。11月12日～11月25日の期間を中心に、全国で「女性に対する暴力をなくす運動」が展開されます。暴力は、その対象の性別に関わらず、重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。江東区では、あらゆる暴力の根絶のためさまざまな啓発を行います。

男女共同参画推進センター  
男女共同参画担当  
☎364711163  
FAX568310340

ライトアップ  
同運動のシンボルであるパープルリボンにちなみ、ふれあい橋をパープル(紫色)にライトアップします。

11月12日(日)～11月25日(日)没23時 ※11月17日(金)・11月18日(土)を除く  
④ふれあい橋(亀戸9-34先「パープルリボンタワー」)  
来館された方に、非暴力の願いを込めてパープルリボンやメッセージカードをツリーに飾っていただきます。

11月12日(日)～11月25日(日)9時～22時

毎年11月25日は「女性に対する暴力撤廃国際日」です。11月12日～11月25日の期間を中心に、全国で「女性に対する暴力をなくす運動」が展開されます。暴力は、その対象の性別に関わらず、重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。江東区では、あらゆる暴力の根絶のためさまざまな啓発を行います。

【パネル展】  
DVの根絶を目指し「心に響かせるDV根絶パネル展」を開催します。

11月17日(金)正午～11月20日(月)正午  
④アリオ北砂3階リフトコート(北砂2-17-1)

【図書館特集コーナー】  
江東図書館では、DVや男女共同参画に関する特設展示コーナーを設置します。

11月18日(土)～12月14日(休)  
④江東図書館(南砂6-7-52)

### CONTENTS

- 1面 ◆仕事と育児を両立できるライフスタイルに！  
育児・介護休業法が改正されました。
- 2面 ◆女性に対する暴力をなくす運動
- 2面 ◆江東区DV相談より
- 3面 ◆江東のひと
- 3面 ◆区内企業に見るワークライフバランスの取り組み
- 4面 ◆江東区男女共同参画推進センターNEWS



「パルカート」は「こうとう区報」と一緒にお届けしています

ご家庭・事業所等で配布が必要ない場合や、配布部数の変更を希望される場合は、全戸配布コールセンター(平日および配布日の9:00～19:00) ☎6868-4059へ

読み終わったパルカートは古紙回収へ

